

# ABAC日本支援協議会 規約

## 第1条 名称

本会は、ABAC日本支援協議会（英文名称は、Support Council for ABAC-Japan）と称する。

## 第2条 目的

本会は、ABAC日本委員の活動を支援するとともに、ABAC活動についての報告を受け、その効率化と活用を図る。

## 第3条 活動

本協議会は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 ABAC日本委員の活動の支援。
- 2 APEC及びABACの活動に関する報告会、懇談会等の開催。
- 3 APEC及びABACの活動に関する関係機関等との交流。
- 4 APEC及びABACの活動に関する情報の収集・提供。
- 5 その他、本会の目的を達成するために必要な活動。

## 第4条 組織及び運営

- 1 本会は、第2条の目的に賛同する会員で構成する。
- 2 会員は互選により理事(40名以内)及び監事(2名以内)を選任する。
- 3 理事は互選により会長を選任する。
- 4 会長は理事会の推薦により、顧問(5名以内)を委嘱する。
- 5 会長は理事会の推薦により、参与を委嘱する。
- 6 会長は理事会の推薦により、運営幹事(5名以内)及びそのうち1名の常任運営幹事を委嘱する。
- 7 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 8 本会は主たる事務所を東京都千代田区に置く。

## 第5条 会員総会

会員総会は、年1回以上、会長が召集し、本会運営、会計に関する報告を行なうとともに、役員の変更、規約の改正、その他本会運営に関する重要事項を審議し決定する。会員総会の決定は出席会員の過半数の賛同をもって行うものとする。

## 第6条 経費

- 1 本会の通常経費は、第7条に定まる会費規定による収入等でまかなう。但し、特別の経費を必要とする場合は、会長が会員総会に諮ってその支弁方法を決定する。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

## 第7条 会費

- 1 本会の会費は1口10万円とし、会員は1口以上、理事および監事は3口以上とする。
- 2 既納の会費は返還されないものとする。

## 第8条 その他

以上、第1条から第7条に定めのない事項については、会員総会もしくは、その委任を受けて、理事会で適宜審議し、決定する。

以上